

各指定管理者の長 様

県土整備部まちづくり局公園緑地課長

国の緊急事態宣言発令を踏まえた都市公園における 新型コロナウイルス感染症対策について

新型インフルエンザ等特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言の発令を受け、令和 2 年 4 月 7 日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が別添のとおり策定されましたので、お知らせします。

本方針を踏まえ、下記のとおりご対応をお願いします。

なお、4 月 3 日付け事務連絡については廃止します。

記

1 対応期間

当面、5 月 6 日(水)までの間

2 対応内容

(1) イベント等

集団感染のリスクが懸念され、人の密集が生じることなどから、原則として次のとおり対応。

- ・指定管理者が主催するイベント等については、中止又は延期。
- ・上記以外の者が主催するイベント等については、中止又は延期を要請。開催する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密集場面の「3つの条件」の回避などの対応を要請。

(2) 設置管理許可又は収益事業により運営している施設

① レストラン、売店等

来客及び従業員に対する感染防止措置の徹底、密閉空間・密集場所・密集場面の「3つの条件」の回避などの対応を行った上で、営業を継続することは可。但し、酒類のテイクアウト及び自動販売機での酒類の販売は不可。

② 上記①以外の施設

屋内施設については、自粛を要請（屋外施設の利用は可）。開館する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密集場面の「3つの条件」の回避などの対応を要請。

(3) 上記(2)以外の施設

屋内施設については、原則として休館（屋外施設の利用は可）。

(4) 露店等（移動販売含む）

許可申請は受け付けない（5 月 7 日(木)以降の許可分を含む）。

(5) 一般客への対応

- ・園内で飲酒しないよう要請（来園及び食事は妨げない）。
- ・花見については、グループ同士の間隔が密にならないよう、一定の間隔で宴会ポイントに目印を設けるほか、必要に応じ口頭による誘導を実施。